

大阪市会政務調査費交付金について

(参考資料)

大阪市会政務調査費の交付に関する条例	・・・	1
大阪市会政務調査費の交付に関する規則(抜粋)	・・・	4
大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱(抜粋)	・・・	7
政務調査費の手引き(抜粋)	・・・	11

大 阪 市 財 政 局

大阪市会政務調査費の交付に関する条例

制 定 平 13. 4. 1 条例 25

最近改正 平 18. 3. 31 条例 11

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 13 項及び第 14 項の規定に基づき、大阪市会議員（以下「議員」という。）の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として交付する政務調査費について必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務調査費は、大阪市会における会派（当該会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員（次条第 1 項の規定により 100,000 円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

(政務調査費の月額等)

第3条 会派に対する政務調査費の月額は、600,000 円又は 100,000 円のうちから各会派が選択した額に、各月の 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員（基準日に辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡し、又は所属する会派から脱会し、若しくは除名された議員を除く。）の数を乗じて得た額とする。

2 基準日において会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、当該基準日の属する月の会派に対する政務調査費は、交付しない。

3 交付対象議員に対する政務調査費は、基準日に交付対象議員である議員に対して交付するものとし、その月額は、500,000 円とする。

4 基準日において交付対象議員でなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、当該基準日の属する月の交付対象議員に対する政務調査費は、交付しない。

(交付日)

第4条 政務調査費は、各月の 10 日（5 月にあっては、市長が定める日）に当月分を交付する。ただし、その日が大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日に当たる場合は、その日後最初に到来する市の休日以外の日に交付する。

(使途基準)

第5条 政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、政務調査費を市長が定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに

充ててはならない。

(経理責任者等)

第6条 政務調査費の交付を受けた会派は、当該会派の所属議員のうちから、政務調査費に関する経理責任者（以下「経理責任者」という。）を置かなければならない。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務調査費の経理を明確に行わなければならない。

(収支報告書等の提出)

第7条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、毎年度、市長が定めるところにより、当該年度の政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、1件につき50,000円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを当該収支報告書に添付し、これを翌年度の4月30日までに大阪市会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者は、当該会派の経理責任者と連名で収支報告書を作成しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は交付対象議員が交付対象議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該交付対象議員であった者は、収支報告書を作成し、領収書等の写しを当該収支報告書に添付し、これを当該会派が解散した日又は当該交付対象議員が交付対象議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者であった者は、当該会派の経理責任者であった者と連名で収支報告書を作成しなければならない。

(政務調査費の返還)

第8条 政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、交付を受けた年度における政務調査費の総額から同年度において支出した額を控除して残余の額がある場合は、速やかに当該残余の額を市長に返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第9条 議長は、第7条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しを、提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書及び領収書等の写しの閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による閲覧の請求に係る収支報告書又は領収書等の写しの一部に非公開情報（大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号。以下「公開条例」という。）第7条に規定する非公開情報をいう。）が記録されているときは、公開条例第8条の規定の例により、当該収支報告書及び領収書等の写しを閲覧に供するものとする。

4 前項に定めるもののほか、第2項の閲覧について必要な事項は、議長が定める。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14.3.31 条例 55）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18.3.31 条例 11）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪府会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

改正

平 13.9.21 条例 73 平 14.3.31 条例 55 平 18.3.31 条例 11

大阪市会政務調査費の交付に関する規則

制 定 平 13. 4. 1 規則 28

最近改正 平 18. 3. 31 規則 58

(趣旨)

第1条 大阪市会政務調査費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(政務調査費交付申請書等)

第2条 条例第2条の規定により政務調査費の交付を受けようとする大阪市会における会派（当該会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）が1人の場合を含む。以下「会派」という。）の代表者及び交付対象議員（条例第2条に規定する交付対象議員をいう。以下同じ。）は、毎年度、第1号様式による政務調査費交付申請書を大阪市会議長（以下「議長」という。）を経由して市長に提出しなければならない。

2 前項の政務調査費交付申請書の記載事項に変更があったときは、会派の代表者及び交付対象議員は、速やかに第2号様式による政務調査費交付変更申請書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

3 会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに第3号様式による会派解散届を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(政務調査費交付請求書)

第3条 会派の代表者及び交付対象議員は、政務調査費の交付を受けようとする月ごとに、第4号様式による政務調査費交付請求書を同月3日（1月、5月及び11月にあっては、市長が定める日）までに議長を経由して市長に提出しなければならない。

(使途基準)

第4条 条例第5条の使途基準は、会派に係るものについては別表第1、交付対象議員に係るものについては別表第2に定めるとおりとする。

(収支報告書等)

第5条 条例第7条第1項及び第2項の収支報告書は、第5号様式によるものとする。

2 条例第7条第1項及び第2項の領収書等の写しは、別表第1及び別表第2の費目欄に掲げる費目ごとに分類して提出しなければならない。

3 議長は、条例第7条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しの写しを市長に送付しなければならない。

(支出関係書類の保存)

第6条 政務調査費の支出の内容を示す書類は、会派及び交付対象議員において適正に整理し、保存するものとする。

附 則（平13.4.1 規則28）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（大阪市会の各会派に対する調査研究費の交付に関する規則の廃止）

2 大阪市会の各会派に対する調査研究費の交付に関する規則（平成4年大阪市規則第91号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 旧規則の規定に基づき交付した調査研究費に係る収支決算書の提出及び剰余金の返還については、なお従前の例による。

附 則（平18.3.31 規則58）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

費 目	内 容
調 査 研 究 費	会派が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研 修 費	会派が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
会 議 費	会派における調査研究活動のための会議に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う調査研究活動のために必要となる資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う調査研究活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費
広 報 ・ 広 聴 費	会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策の市民への報告及び広報に要する経費並びに会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費
人 件 費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 ・ 事 務 所 費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費及び調査研究活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費
そ の 他 の 経 費	前各項に掲げるもののほか、会派が行う調査研究活動に必要な経費

大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱

制定 平成 18 年 7 月 25 日 議長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大阪市会政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年大阪市条例第 25 号。以下「条例」という。)及び大阪市会政務調査費の交付に関する規則(平成 13 年大阪市規則第 28 号。以下「規則」という。)に定める政務調査費の取扱いについて必要な事項を、地方自治法第 104 条に規定する議長の権限に基づき定めるものとする。

(出納手続等)

第 2 条 条例第 2 条の規定により政務調査費の交付を受けようとする大阪市会における会派(以下「会派」という。)及び交付対象議員(条例第 2 条に規定する交付対象議員をいう。以下同じ。)は、政務調査費の執行にあたり、条例、規則、要綱に基づき、運用基準や出納手続を定めるなど、各々の責任において適切な取扱いに努めなければならない。

2 政務調査費の出納手続等は、条例、規則に定める規定の他、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会派の代表者及び交付対象議員はその支出の決定を行わなければならない。
- (2) 政務調査費の支出にあたっては、政務調査活動に要した経費の実費に充当しなければならない。
- (3) 政務調査費の支出にあたっては、原則として領収書等証憑類を徴しなければならない。
- (4) 会派の経理責任者及び交付対象議員は、政務調査費の経理を明確にするため、出納簿、帳票類の記載や、支出の根拠となる領収書等証憑類を整理し、保存するものとする。
- (5) 政務調査費は、他の目的等で支給される経費と重複して支給してはならない。
- (6) 会派及び交付対象議員が他の関係団体等と共同で政務調査活動を実施する場合は、当該会派及び交付対象議員と関係団体等との間で、経費の負担割合等を明らかにしなければならない。

3 政務調査費の交付を受ける際の口座振込手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政務調査費の交付を受ける際に、口座振込を希望する会派及び交付対象議員は、政務調査費口座振込申請書(第 1 号様式)に必要事項を記載の上、議長を経由して市長に提出しなければならない。
- (2) 前号の申請書の内容に変更が生じた場合には、政務調査費口座振込変更申請書(第

2号様式)に必要事項を記載の上、議長を経由して市長に提出しなければならない。

(支出制限)

第3条 次の各号に掲げる経費は、政務調査費を支出することができない。ただし、政務調査に資する経費部分については、この限りでない。

- (1) 慶弔、見舞、餞別等の交際費的経費
- (2) 会議等に伴う飲食以外の飲食経費
- (3) 選挙活動に属する経費
- (4) 政党活動に属する経費
- (5) 後援会活動に属する経費
- (6) 私的活動に属する経費
- (7) その他政務調査の目的に合致しない経費

2 会派及び交付対象議員の活動に要した経費のうち、政務調査費を全額充当することが不適当であることが明らかな場合は、実態に則して適切に按分し、政務調査活動に資する経費相当額を計上しなければならない。

(帳票類等の整理保存等)

第4条 規則別表第1及び別表第2に掲げる費目については、次の各号に掲げる基準に従って、適正に帳票類等を整理し、保存するものとする。

(1) 調査研究費

ア 会派及び交付対象議員が、政務調査のため出張したときは、速やかに政務調査活動記録簿(第3号様式)に出張内容を記載し又は出張内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

イ 会派及び交付対象議員が、他の団体又は個人に調査等を委託しようとするときは、調査委託内容、契約期間、委託金額、委託先及び成果物の納入等を記載した業務委託契約書により契約し、これらの関係書類を整理し、保存するものとする。

(2) 研修費

ア 研修会、講演会等を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等の書類を会派及び交付対象議員において整理し、保存するものとする。

イ 他の団体が開催する研修会、講演会等に参加したときは、会派及び交付対象議員において、政務調査活動記録簿(第3号様式)に当該会議内容を記載し又は当該会議内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

(3) 会議費

会議等に伴う飲食経費については、1件1人につき5,000円を超えるものについては、年月日、場所、相手方の氏名、会議の内容及び金額等を、会派及び交付対象議員において、政務調査活動記録簿(第3号様式)に記載し又は当該会議内容が確認できる資料類

を整理し、保存するものとする。

(4) 資料作成費

作成した資料は、会派及び交付対象議員において整理し、保存するものとする。

(5) 資料購入費

購入した図書及び資料は、会派及び交付対象議員において適切に整理し、保存するものとする。

(6) 広報・広聴費

広報・広聴活動を実施した際は、会派及び交付対象議員において、政務調査活動記録簿（第 3 号様式）に記載し又は当該活動内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

(7) 人件費

補助職員を雇用したときは、その者の氏名、住所、生年月日及び雇用期間等を記載した職員雇用台帳を備えるものとする。

(8) 事務・事務所費

ア 事務機器その他の備品は、会派（議員）控室及び会派事務所又は議員事務所に設置するものに限るものとする。

イ 事務所を設置したときは、事務所の事務所名、所在地、延べ床面積等を記載した事務所台帳を備えるものとする。

ウ 事務所賃料を支出したときは、事務所台帳に賃貸借契約書の写しを添付しなければならない。

2 前項各号により作成された帳票類等は、出納簿、証憑類等と共に、当該支出に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

3 前項の規定は、会派が解散した場合は、経理責任者であったものが、交付対象議員に事故があった場合は、その相続人が、その任を負わなければならない。

（収支報告書等の提出）

第 5 条 条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議長あて提出する領収書等の写しは、領収書等貼付用紙（第 4 号様式）にそれぞれ貼付するとともに、必要事項を記載し、また、領収書等添付一覧（第 5 号様式）に必要事項を記載し、双方を議長に提出しなければならない。

2 政務調査活動に要した経費が 50,000 円以上であり、かつ、領収書等を徴することができない場合には、政務調査活動記録簿（第 3 号様式）に支出内容を記載するとともに、会派の代表者又は交付対象議員の捺印により、領収書に代えるものとする。

3 交付対象議員に事故があった場合は、その相続人が、収支報告書等の提出等を行わなければならない。

(収支報告書等の検査等)

第6条 議長は、条例第7条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し等(以下「収支報告書等」という。)の記載を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員に対し、収支報告書等の記載について説明を求めることができる。ただし、検査の実施にあたっては、会派、議員の政治活動の自由を尊重し、政務調査費が適切に支出されていると確認できる限度において行わなければならない。

2 議長は、前項の検査の結果、収支報告書等の記載に不適切なものと認めるときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員に対し、その修正を命ずることができる。

3 議長は、修正された収支報告書等の提出があったときは、その写しを市長に送付しなければならない。

(議長・副議長不在の際の事務)

第7条 議員の一般選挙時等における議長、副議長が共に不在の際の政務調査費に係る事務については、市会事務局長が行う。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

2 この要綱は、平成18年度交付の政務調査費から適用する。

